京丹後市監査委員告示第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、平成２９年度に実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成２９年１１月２８日

京丹後市監査委員　東　　幹　夫

京丹後市監査委員　行　待　　実

１　監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項の規定による監査）

公の施設の指定管理者監査

２　監査の対象

平成２８年度において、京丹後市が地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせた指定管理者

指定管理者の名称：公益財団法人京丹後市公園緑化事業団

公の施設の名称：①京丹後市峰山途中ヶ丘公園

②京丹後市峰山総合公園

所管部署：建設部／都市計画・建築住宅課

３　監査の範囲

平成２８年度の施設管理業務に係る出納その他の事務

４　監査の期間

平成２９年９月２８日から平成２９年１１月２７日まで

（監査実施日：平成２９年１１月７日）

５　監査の方法

公の施設が適切に管理されているか、公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が、適正かつ適切に行われているか、また、積極的に利用促進に努められているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、所管課同席のもと、事業団職員から説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

６　監査の結果

ア　指定管理者の概要

団体名：公益財団法人京丹後市公園緑化事業団

所在地：京都府京丹後市峰山町長岡８７６番地（京丹後市峰山途中ヶ丘公園内）

設立年月日：平成６年３月３０日

京丹後市における緑化推進及びスポーツ・レクリエーションの振興の事業を通して、地域住民の快適な生活環境づくり及び生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的に、財団法人峰山町公園緑化事業団として設立された。その後、平成１６年４月の京丹後市誕生時に、名称を「峰山町」から「京丹後市」に変更し、平成２５年４月に公益財団法人へ移行し現在に至る。

事業団は、設立の目的を達成するために、(1)都市緑化基金の造成、管理及び運営、(2)都市緑化、緑地保全及び公園緑地に関する整備、普及啓発、利用促進及び調査研究、(3)都市公園及びこれらに類する施設の管理運営の受託、(4)スポーツ・レクリエーションに関する企画、指導及び事業の実施並びに京丹後市その他団体が実施する関係事業への協働、支援及び協力、(5)その他事業団の目的を達成するために必要な事業を行うと定款で定めており、都市緑化の推進に関する事業と京丹後市から指定管理者として受託した都市公園の管理運営業務の二つの柱を軸に、安心安全な公園、親しまれる公園づくりに努めている。

イ　指定管理施設の概要

①　京丹後市峰山途中ヶ丘公園

本施設は、市民の憩いの場及びスポーツ・レクリエーションの場を提供すると共に、陸上競技をはじめ様々なスポーツの振興と、生涯スポーツの発展に寄与することを目的に都市公園として整備され、平成４年度に開設した。

施設の総面積は約 7.6ｈａで、主な施設は多目的グラウンドが 19,040 ㎡で、400ｍトラックが 8 コースある日本陸上競技連盟第４種公認グラウンドで、その外周には 600ｍのジョギングロードが整備されている。多目的広場は 3,600 ㎡で、ストリートバスケット 2 基、壁打ちコート 1 基で平板舗装されている。芝生広場はパノラマ・ミルキーウェイ（大型木製遊具）が設置された丘陵状の広場で、その一部を使って日本グランドゴルフ協会認定コース（芝 8H、最大 16H）が設置されている。管理棟は鉄筋コンクリート造、平屋建 462 ㎡で、事務室、会議室、ホール談話室、更衣室等を備えている。

②　京丹後市峰山総合公園

本施設は野球場をメインに、スポーツ・レクリエーション、コミュニティ活動など、多目的に活用することを目的に都市公園として整備され、平成８年に峰山球場、平成１０年度にテニスコート、平成１４年度にサブグラウンドが開設した。

施設の総面積は 21.3ｈａで、主な施設は峰山球場が 11,600 ㎡で、両翼 95m、中堅 120ｍの扇形グラウンド、内野席 1,800 人、外野席 3,200 人、ダッグアウト、バックスクリーン、電光スコア―ボード、本部席等が整備された本格的な球場である。テニスコートは砂入人工芝のコートが 6 面で、他にサブグラウンド、芝生

広場、やすらぎ遊歩道が整備されている。

ウ　指定管理期間

平成２８年４月１日から平成３３年３月３１日まで（５年間）

エ　指定管理料

| 施　設　名 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園 | 29,400 千円 | 29,400 千円 | 29,982 千円 | 30,103 千円 | 29,700 千円 |

オ　来園者数等

①　京丹後市峰山途中ヶ丘公園

| | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 来 園 者 数 | 76,203 人 | 83,144 人 | 80,095 人 | 86,397 人 | 83,314 人 |
| 施設利用者数 | 30,695 人 | 32,480 人 | 29,370 人 | 33,187 人 | 27,821 人 |
| 使 用 料 収 入 | 638 千円 | 618 千円 | 614 千円 | 736 千円 | 656 千円 |

②　京丹後市峰山総合公園

| | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 来 園 者 数 | 79,160 人 | 77,990 人 | 77,590 人 | 79,820 人 | 75,640 人 |
| 施設利用者数 | 29,750 人 | 29,910 人 | 30,310 人 | 32,250 人 | 28,720 人 |
| 使 用 料 収 入 | 2,021 千円 | 1,941 千円 | 1,981 千円 | 2,227 千円 | 2,032 千円 |

カ　意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき執行されており、経理事務についても、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられたので指摘する。

【公益財団法人京丹後市公園緑化事業団】

①　事業団の財務規則、庶務規程、職員に関する執務規程、職員給与規程、職員退職金規程、役員報酬規程及び旅費規程が、公益財団法人へ移行する前の財団法人京丹後市公園緑化事業団の規則、規程となっている。

②　電気事業制度の改革により小売電力市場が自由化され、電気事業者との契約の選択肢が拡張されたことに伴い、現在契約の電気料金と他の電気事業者の電気料金を比較検討し、最も安価となる電気事業者との契約を検討されたい。

【建設部／都市計画・建築住宅課】

③　基本協定書第21条で指定管理者は「事業計画書及び収支計算書を京丹後市に提出し、市の承認を得なければならない」となっている。しかし、担当課として指定管理者から提出された事業計画書等について、内容の確認事務は行われていたが、指定管理者に対して「承認」の通知が出来ていなかった。

④　使用料の減免について、京丹後市発足時の合併協議において、旧峰山町で定めた「有料公園施設の使用料取り扱い要領」を準用して減免することとし、現在まで運用されているが、そのことが京丹後市都市公園条例施行規則に規定されていない。

⑤　峰山途中ヶ丘公園のグラウンド北側斜面と入口駐車場の一部、1,451㎡が借地となっている。本用地は、建設当時の用地交渉で事情により取得できなかったもので、その後も何度か取得に向けて交渉が行われたが、取得に至っていない。都市公園の用地として、京丹後市が取得することが望ましいことから、用地取得に向けて交渉を継続されたい。

平成２２年１０月に実施した同監査で課題となっていた、施設の老朽化やトイレの管理面、駐車場の不足について、施設は定期的に点検等を実施し、修繕が行われていたが、峰山途中ヶ丘公園の高床式四阿のかやぶき屋根については、風雨による浸食が進んでおり修繕が必要な状況であった。トイレの管理面については、「施設等の維持管理水準書」により適切に管理されていた。駐車場の不足については、峰山途中ヶ丘公園の東側に新しい駐車場を現在整備中で、完成後はバス 9台分、普通車 226 台分の駐車場が増設となり、駐車場不足が解消される見込みである。

両公園については、公園内の清掃、芝生の管理、トイレの管理、付属施設の管理、備品の管理等が適切に行われており、市民の憩いの場、スポーツ・レクレーションの場が市民に提供され、都市公園としての機能が十二分に発揮できている施設となっている。引き続き、基本協定書、年度協定書、指定管理業務仕様書等に則った施設管理を実施し、本施設が目的に沿って広く有効に活用され効率的な運用が図られるよう努められたい。